

令和7年度 黒石市危険空き家等除却事業費補助金

空き家等対策の推進のため、老朽空き家の除却に要する費用の一部を補助します。

1. 申込期間

令和7年5月19日（月） から 11月28日（金） まで

※先着順。予算がなくなり次第終了となります。

※老朽度合の調査が必要となりますので、事前にご相談ください。

2. 補助率と補助金額

対象経費	補助対象物件の 除却 に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）
補助率	5分の2以内 ※実費額または国土交通大臣が定める標準除却費のいずれか少ない額に10分の8を乗じて得た額に2分の1を乗じた額。補助金千円未満の端数切捨て。
限度額	50万円
条 件	①市内に本店若しくは営業所等を有する法人又は個人業者が行う工事 ②建設業法第3条第1項に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けた者又は建設リサイクル法第21条第1項に規定する登録を受けた者が行う工事

3. 補助対象の空き家

次の要件にすべて該当する住宅として使用されていた市内にある空き家が該当になります。

- （1）木造又は鉄骨造のもの
- （2）一戸建て住宅又は床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅
- （3）市が行う事前調査による不良度の評点が**100点以上**であるもの
（柱の傾斜、屋根・外壁が剥けているなど老朽化や損傷の程度が大きいもの）
- （4）放置すれば**周囲に影響を及ぼす**おそれのあるもの
- （5）除却**跡地**を地域活性化のため**利用**に計画があるもの
（計画利用の開始時期は除却後1年以内とし、計画利用の期間は通算3年以上）
※跡地を計画的利用に供することができない場合は補助対象外となります。

4. 補助対象となる方

次の要件にすべて該当する方が対象となります。（営利を目的とする法人を除く）

- （1）対象物件の**所有者**、対象物件の**相続人**、所有者又は相続人から除却についての**同意を得た者**のいずれか（※所有者又は相続人が複数いる場合は全員の同意、所有権以外の権利が設定されている場合は権利者の同意が必要）
- （2）市税等の**滞納がない者**

5. 手続きの流れ

	申請者	黒石市防災管理室	必要書類など
工事契約前に必要な手続き	事前調査	事前調査申込 ↓ 老朽度合の調査 ↓ 調査結果通知受取 ↓ 適合	令和7年11月28日〆切 ①事前調査申込書
	交付申請	申請受付 ↓ 審査 ↓ 調査結果通知受取 ↓ 適合	①交付申請書 ②見積書の写し ③位置図、現況写真 ④登記事項証明書 ⑤所有者等が確認できる書類 ⑥身分証明証（マイナカード等） ⑦市税等調査同意書 ⑧相続人同意書 ⑨跡地利用同意書 ⑩誓約書 ほか
工事中	工事契約・着手 ↓ 工事完了・支払	交付決定前の契約は無効 となりますのでご注意ください。	工事の内容に変更があった場合 ①変更承認申請書 ②見積書の写し（変更後）
工事後に必要な手続き	実績報告	報告受付 ↓ 審査 ↓ 適合	令和8年1月30日〆切 ①工事請負契約書の写し ②領収書の写し ③工事写真 （施工前、施工中、施工後） ④産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票及びE票の写し
	請求	補助金交付 （口座振込）	

6. お問い合わせ先

黒石市総務部防災管理室
 〒036-0396 黒石市大字市ノ町11-1
 TEL : 0172-52-2111（内線211）



詳しくは、市
 ホームページ
 をご覧ください。